

横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱

最近改正 平成17年2月7日 衛精第867号（局長決裁）

（目的）

第1条 この事業は、精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）において、精神障害者の社会復帰と自立及び社会参加の促進を図るとともに、精神障害者に対する理解の促進を図ることを目的とする。

（設置及び実施主体）

第2条 センターの設置及び実施主体は、横浜市とする。ただし、運営については、横浜市精神障害者生活支援センター条例（以下「条例」という。）第5条に基づき、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ）に行わせることができるものとする。

（利用対象者）

第3条 この事業の利用対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する在宅の精神障害者であって、福祉・保健等に関する相談、援助を必要とする者
- (2) 精神障害に関する福祉・保健等の活動に関心があり、この場を利用してこれらの活動を行おうとする者

（事業内容）

第4条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 日常生活の支援
生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な援助
- (2) 相談等
電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係、公的手続き等日常的な問題、個々人の悩み、不安、孤独感の解消を図るための助言、指導
- (3) 生活情報の提供
住宅、就労、公共サービス等の情報提供
- (4) 地域交流の促進
レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流等を図るための場の提供
- (5) その他
地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

（利用手続）

第5条 センターを継続して利用しようとする者は、生活支援センター利用登録書（様式第1号）により、申し込むものとする。

ただし、登録外の利用者についても、条例第4条に該当する場合を除き、その利用の制限はしないものとする。

(運営)

第6条 センターの運営は、次のとおり行うものとする。

- (1) 指定管理者は、センターの事業を効果的に実施するため、行政機関、福祉・保健・医療の関係者等と連携し、利用者の需要把握や情報の収集・提供に努めるものとする。
- (2) 指定管理者は、精神障害者に対する理解を深めるため、センターの事業を公開するとともに地域住民等と連携して地域との交流に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- (3) 横浜市は、この事業に従事する職員に対する研修等の充実に努め、指定管理者はその職員に対して積極的に研修等の機会を与え、その資質向上と意識啓発に努めるものとする。
- (4) 指定管理者は、食事・入浴等の実費相当分の負担を伴うサービスとその他の事業に係る経理を明確に区分する。
- (5) その他運営に関する詳細な事項については、別に定める。

(指定管理者の指定等)

第7条 第2条にある指定管理者の指定手続きについては、条例等の規定に基づき実施していくものとする。

2 局長は、指定管理者との間で協定書を締結する。

(運営連絡会の設置)

第8条 センターは、第1条の目的を達成するために、地域の保健・医療・福祉の関係団体、住民組織、利用者代表、社会復帰施設等の関係者及び行政機関等で構成する生活支援センター運営連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

2 連絡会の事務局は、センターに置く。

(書類の整備)

第9条 センターには、業務日誌、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(職員の配置)

第10条 センターには、運営に必要な職員を別表1の基準により配置するものとする。

(報告)

第11条 指定管理者は、前月の事業実施状況を「事業実施報告書」（様式第2号）により、毎月10日までに衛生局長に報告する。

(利用者の負担)

第12条 センターの利用は無料とする。ただし、センターが提供する実費相当分負担を伴うサービスについては、別表2に掲げる金額を利用者に負担させるものとする。

2 別表2に掲げるサービスのうち、食事サービスを除いた利用者負担金は、同年度の光熱水費などのセンター運営費に充当するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱第2条の規定によりその運営に関する事務を委託している精神障害者生活支援センターについては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

別表 1

職 種	員 数	備 考
センター長	1 人	
精神科ソーシャルワーカー	6 人	常勤 3 人 非常勤 3 人
嘱託医	1 人	月 4 回

別表2

センター提供サービス	利用者負担金	備 考
食事サービス	1食 500円以下	利用者負担金額は、各生活支援センターで必要な額を定める 利用者負担金は全額食材等に当てる
入浴サービス	1回 100円	石鹸、シャンプーは利用者負担とする
洗濯サービス	1回 100円	洗剤は利用者負担とする
インターネットサービス	10分 10円	利用時間は1人連続2時間までとする

(様式第1号)

継続利用申込書 (個人)

登録カード番号 _____

①申込み日／継続利用開始日	年 月 日
②利用する理由	イブニングサービス利用／仲間づくり／休日に過ごす場 相談したいことがある／情報収集 その他 ()
③利用者氏名	
④生年月日・年齢	昭和・平成 年 月 日 (歳)
⑤現住所	市 区
	電話番号
⑥緊急連絡先	(続柄)
	電話番号
⑦勤務先	
⑧通所先	
⑨通院先	

(様式第2号)

区生活支援センター運営状況報告 (月分)

1. 開所日数 日
2. 登録者数 (累計) 人 (男性 人 、女性 人)
 今月登録者 人 (男性 人 、女性 人)
 今月終了者 人 (男性 人 、女性 人)

3. 利用状況

(1) 利用者数

全体	内 訳						
	本人 (男性)	本人 (女性)	家族	ボランティア等	見学	電話	訪問・同行
人	人	人	人	人	人	人	人

(2) 各種サービス実施状況

○日常生活支援

人	電話		面接		訪問・同行		面接 (非構造)・その他	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
(1日平均)	人	人	人	人	人	人	人	人

○食事サービス

○入浴サービス

○洗濯サービス

人	男性	女性	(1日平均)	男性	女性	(1日平均)	男性	女性
	(1日平均)	人		人	人		人	人

○嘱託医相談件数

○インターネットサービス

回	人	男性	女性	家族等
		人	人	人

男性	女性
人	人

○自主事業

事業名	実施内容等	参加者数
計		件 人

○地域交流

活動名	内容	参加者数
計		件 人

○集会所等場所の提供

団体名	内容	参加者数
計		件 人

○日常生活支援内容

	項目	対象者								合計		
		本人		家族		関係機関		その他		男性	女性	計
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
援助方法	電話											
	面接											
	面接(非構造)											
	訪問											
	同行											
時間帯	その他											
	午前											
	午後											
	夜間											
相談内容	心理・情緒											
	医療・健康											
	経済											
	就労											
	生活											
	対人											
	制度											
	センターの利用											
	余暇支援											
	その他											
相談件数合計												

○来所回数別利用者数

	男性			女性			計		
	登録	未登録	計	登録	未登録	計	登録	未登録	合計
1～5日									
6～10日									
11～15日									
16～20日									
21～25日									
26～27日									
28～29日									
30日									
合計									

○区別登録者数(累計)

鶴見区	神奈川区	西区	中区	南区	港南区
保土ヶ谷区	旭区	磯子区	金沢区	港北区	緑区
青葉区	都筑区	戸塚区	栄区	泉区	瀬谷区
その他					合計

○外部会議・学習会・共催イベント

会議名等	内容	参加人数
計	件	人